

1 現在のゾーニングの考え方

現在のさっぽろヒグマ基本計画での区分

(1) 市街地ゾーン

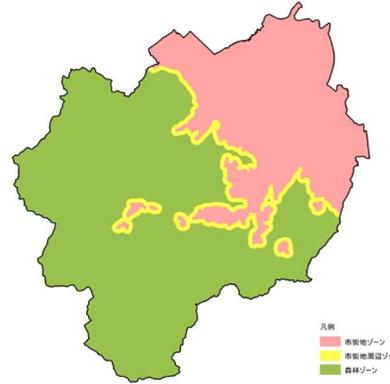
- ヒグマが侵入してはいけない地域。市街地。

(2) 市街地周辺ゾーン

- ヒグマの出没があり得る場所。小規模集落があり、農業などが行われている。

(3) 森林ゾーン

- ヒグマの生息地。平地林や山林。



現計画でのゾーニング図(手引き編p1)



生物多様性さっぽろビジョンでのゾーニング

- 概念的で柔軟に対応できる反面、人によって考えがまちまち
- 市北東部と市中心部は同じゾーン?



活用実態や最近の出没状況を踏まえて改めて整理

2 改定計画でのゾーニング見直し

基本的な考え方

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編・2016年度、環境省自然環境局)

- ①排除地域
  - 市街地、集落内の住宅密集地など人間の居住地、人間の安全が最優先
- ②防除地域
  - 農業、林業、水産業など人間活動が盛んな地域。
- ③緩衝地域
  - コア生息地と防除・排除地域の間、クマ類の生息域。
- ④コア生息地
  - 健全な個体群維持を担保、奥山のほか場合により低山帯も。

	定義
(1) 市街地ゾーン	主に市街地・住宅街。人間の安全が最優先
(2) 準市街地ゾーン(仮)	本来のヒグマの生息域から離れている又は森林ゾーンから市街地ゾーンを挟んだ地域
(3) 市街地周辺ゾーン	農業の盛んな地域
(4) 森林ゾーン	ヒグマの生息域

マッピング案

「市街地ゾーン」「準市街地ゾーン」及び「市街地周辺ゾーン」と「森林ゾーン」が重なる部分は、「森林ゾーン」を優先。

パターン①	パターン②
市街化区域【都市計画法】	市街化区域【都市計画法】
市街化区域の外側1km	市街化調整区域【都市計画法】
市街化区域の外側1km	市街化調整区域【都市計画法】
森林地域(※)	森林地域(※)

- どのゾーンにも分類されない地域(白色)の扱い
- 豊平川(市街地周辺ゾーン)、円山(森林ゾーン)等の扱い

ゾーニングマップの活用

- ①基本行動マニュアルへの反映
- ②現地対応等出没対応の目安
- ③市民への啓発

(参考)ヒグマハザードマップ

- 「過去のヒグマの出没状況」「河川・緑地等の地形」「果樹園等誘引物となり得るもの」といった要素を考慮しヒグマの出没危険度を地図上に示したもの。
- 広域のものを市でいったん提示し、地域版については各地域単位でワークショップなどを開催し意見交換していただき作成するイメージ。

※「森林地域」とは  
森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域または、同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域。